

留学生別科の再生は可能か

一般社団法人国際教育研究コンソーシアム

国際教育夏季研究大会（SIIEJ 2024）セッション2より

【国際教育夏季研究大会（SIIEJ 2024）について】

2024年8月7日・8日の両日、一般社団法人国際教育研究コンソーシアムが主催する国際教育夏季研究大会（SIIEJ 2024 Summer Institute on International Education, Japan）が立命館大学茨木キャンパスで開催された。同研究大会は2018年より毎年開催されており、本年のテーマは「国際教育が牽引するダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン」で、オープニング・イベントでは文部科学省高等教育局参事官（国際担当）の佐藤邦明氏により「高等教育の国際化を考える」と題し基調講演が行われた。2日にわたり5つのワークショップと12のセッションが行われ、日本各地から278大学、その他非営利法人や政府機関、教育関連企業などからも70団体以上の参加があった。

本誌ではそのうちセッション2で行われた「日本語教育と大学学部・大学院の接続・連携 ―留学生別科の再生は可能か―」の発表を掲載することとした。発表者は以下の3名である。

◆ 二子石 優 東洋大学国際教育センター特任講師（博士 一橋大学）

ベトナムホーチミンのドンズー日本語学校、学校法人長沼スクール東京日本語学校などを経て、現在東洋大学国際教育センター特任講師。外国人留学生の受入れ、日本人学生の送り出しを担当。

外国人留学生の入学・進学経路の研究や、国内外の日本語教育機関と大学との連携を視野に入れた研究を進めている。

最新の論文に「日本語学校の歴史的変遷とこれから ―「日本語教育機関認定法」制定をめぐって―」（2024）など。



◆ 三澤 勝 亜細亜大学国際連携部長

学長室外事課、国際交流部、就職部を経て、学長室秘書課長、留学生支援課長を務め、現在に至る。

5か月間のアメリカ留学、短期語学留学プログラムの企画・運営、留学生のリクルート活動やキャリア支援等に従事。

亜細亜学園評議員 国家資格キャリアコンサルタント

アジアセパタクロー連盟副会長、日本セパタクロー協会副会長



◆ 白石 勝己 公益財団法人アジア学生文化協会 理事長

【セッション2概要】

留学生の入国から日本での就職までを見据えた日本語教育のニーズを知り、大学は何ができるのかを各参加者の所属する教育機関で考えられるよう整理する。すでに私立大学の50%が定員未充足と言われ、大学院においては都市部の国立大学でさえも留学生なしでは、すでに成立しなくなっているのが現状である。このような状況下、2033年外国人留学生40万人という数字目標も政府より示され、多くの大学が留学生の受入れを拡大していくことは時代の潮流と言える。

一方で、大学の生き残り策として、強引に留学生数を増加させたことによって在籍・在留管理問題等を引き起こしてきたことも周知の事実である。さらに、学修支援・キャリア支援の面でも多くの課題を抱えていることが報告されている。このような状況でポイントとなるのが、日本語教育とそれをどのように大学学部もしくは大学院での学びと接続・連携をさせていくかという点であろう。

本セッションでは、日本語教育と大学学部・大学院での学びの連携にあたり、大学が設置する日本語教育機関である留学生別科、日本語教育センター（以下、別科等）に着目する。まず、留学生別科等の概要とそれらが直面している「日本語教育認定法」への対応について概観する。次に、大学の視点から、日本語教育と大学学部・研究科への接続・連携の事例について紹介。そして、留学生別科等から学部・大学院での学びへの接続、キャリア支援までを見据えた教育課程を提案したい。



SIIEJ2024 会場の様子



実行委員長 芦沢真五氏（関西国際大学副学長）挨拶

留学生別科の再生は可能か？

日本語教育を軸とした留学生別科と学部・研究科との連携の意義と課題

東洋大学国際教育センター特任講師 二子石 優

1. はじめに

私はこのセッションのタイトルを「留学生別科の再生は可能か？」としました。とすると留学生別科があたかももうダメなのではないかと言っているようですが、そうではなく、留学生受入れのトータルな視点を持って日本語教育から学部教育、そしてキャリア教育まで繋げていくことで、今こそ大学別科の存在が重要になってきているとの思いから、このセッションを行うこととしました。

参加している方々の中には、うちの大学には別科は無いという方もいらっしゃるのではないかと思います。別科のような日本語予備教育の機能を、今後新たに作っていくのか、もしくはもう別

の形で行っているのか、そういうものが必要か否かを考える機会にさせていただければいいかなと思います。

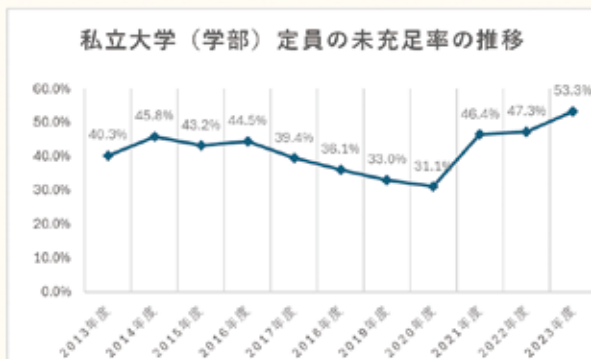
私のトピックは「日本語教育を軸とした留学生別科と学部・研究科との連携の意義と課題」ということで話します。テーマは大きく三つあります。まずこのセッションの趣旨説明についてお話をさせていただきます。次に大学別科とはなにかという紹介、最後に今年に入ってから留学生別科を持っている大学にヒアリング調査を行いましたので、まだ十分な分析には至っていませんが、現時点でわかっている調査結果を報告できたらと思います。この間、「日本語教育機関認定法¹」という新しい法律も関わってきますので、新しい知識としても聞いていただけたらと思います。

・大学（学部）

シート①

・全体的に見ると定員割れが常態化

・私立大学の50%が定員未充足（日本私立学校振興・共済事業団 2023）



出典：日本私立学校振興・共済事業団（2013～2023）より発表者作成

1. 正式名称は「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」

②

・ **大学院**

・ **研究型大学院：留学生なしでは成立しない（白石 2019）。**

・ **中国人留学生の増加＋高学歴化：都市部大学院の留学生数・割合の増加**

	国立	公立	私立	合計
大学院学生数（修士課程＋専門職学位課程＋博士課程）	153,354	17,488	90,940	261,782
うち留学生数	35,206	2,326	20,154	57,686
割合	23.0%	13.3%	22.2%	22.0%

出典：文部科学省（2023－2024）「文部科学統計要覧」より発表者作成
2022年5月1日現在

	東京大学大学院（2024）	大阪大学大学院（2024）	一橋大学大学院（2023）	東洋大学大学院（2023）
大学院学生数（修士課程＋専門職学位課程＋博士課程）	13,394	7,784	1,838	997
うち留学生数	4,046	1,730	570	262
割合	30.2%	22.2%	31.0%	26.3%

出典：各校発表資料より発表者作成

2. 日本語教育を軸とした留学生別科と学部・研究科との連携の意義

まず留学生別科の意義についてですが、存在自体「厳しい」という背景が存在しています。私立大学の学部は全体的に見ると定員割れが常態化していて、すでに50%の大学が定員の未充足の状況にあるというのが2023年度のトピックになっています。大学院に関してはすでに留学生なしでは成立していないという状況です。特に中国国内での高学歴化を背景に、中国人留学生の大学院在籍者数も増加しています。今までは大学院留学生というと「理系」というイメージがあったと思うのですが、データを見ていくと必ずしも理系だけではなくて、人文科学・社会科学専攻は大学院全体で28.9%、私立大学に限ってみると43.2%がいわゆる「文系」学生です²。都市部のいくつかの大学を拾っただけですが、一橋大学など文系の大学院は31%、東京大学も30%が留学生ということで、かなりの

留学生が在籍しています。私立大学ですが、私が所属する東洋大学の場合も数は多くはありませんが26%が留学生という状況にあります。そういう意味では大学院も大学も留学生は大学にとってすでに重要な構成要素となっており、彼らの日本語教育について真剣に考えていかなければいけない状況であるわけです。

3. 大学別科における在留管理

一方で、留学生政策施策としては、2033年までに40万人を受け入れるということと、彼らの卒業後の就労定着をどうしていくかということが強く求められてきている状況です。このような状況の中で今まで大学における外国人留学生の受け

③

大学・大学院における外国人受け入れの問題点

・ **強引な留学生誘致**

➢ **在籍・在留管理問題**等を引き起こしてきた
 (例) 酒田短期大学（2001年）
 東京福祉大学（2019年）など

・ **留学生の定着**

➢ **学修支援・キャリア支援**の面でも多くの課題を抱えている
 (例) 英語トラックコースの学修支援、就職支援
 留学生の日本国内企業への就職者希望者と就職者数の乖離（九門 2020、2022）

2. 文部科学省（2023）「学校基本調査／R5年度 高等教育機関 学校調査」より

④

・留学生受入れ拡大方針

- ・2023年4月教育未来創造会議（第二次提言）
- ・2033年までに年間**40万人**の留学生の受入れ
- ・外国人留学生の国内就職率48%→**60%**
 - 多くの大学が引き続き留学生の**受入れを拡大**していくことは時代の潮流
 - 受入れだけでなく、**定着（就職支援）**が重視されるように

教育未来創造会議（2023）「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ＜J-MIRAI＞」（第二次提言）」

入りがスムーズに行われてきたかという、そうではない面も多々ありました。一つ目としては、在留在席管理の問題でずいぶんとマスコミを賑わせ、これが一人歩きしてしまった面もあるのですが、在籍しているはずの留学生がいなくなっていたといった問題は近年では2019年にありましたが、2000年初頭にも同じような問題は起きています。このように大きな報道にならないまでも、日常的にくすぶっていた問題であることは皆さんご存知の通りではないでしょうか。

留学生30万人計画以降、卒業後の就労定着というところに視点が置かれている中で、留学生はしっかりと就職できているのかという、やはり

大きな課題を抱えています。特に英語トラックの学生がそうですが、ほかにも留学生の希望する進路と日本国内企業の希望との乖離ということが言われています。

先ほどの留学生誘致の問題に関わって言いますと、2019年にある大学が大きな事件を起こしたことから、文科省、そして出入国管理庁の双方から方針が通達されました。何かと言いますと、大学のもっぱら日本語教育を行う留学生別科に対して、しっかりとした在留管理体制が整っていないということがここでは言われています。要するに管理・指導体制を作ってくださいということが、2019年の時点で出されました。これが2023

⑤

文部科学省・法務省出入国在留管理庁の対応

2. 異文化・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 異文化・別科・専門学校（専ら日本語教育を行うもの以外）等が適用する学校への対応方針

- ① 学部・別科・専攻（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校等、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れる実態が報告される
- ② 実質的に入学資格を満たさず予備教育課程として運用されている大学、大学入学生（日本語能力試験合格）の日本語能力が入学に準拠している点に留意し、法務省へ報告
- ③ 専ら日本語教育を行う予備教育課程として運用している大学、大学入学生（日本語能力試験合格）の日本語能力が入学に準拠している点に留意し、法務省へ報告
- ④ 大学入学生（日本語能力試験合格）の日本語能力が入学に準拠している点に留意し、法務省へ報告

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

- ① 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない
- ② 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸審査会による入国審査実施
- ③ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資格等が基準に適合するかどうかを確認し、法務省へ報告
- ④ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査において、当該別科が文部科学省による設置審査の合格を有していることを要件とする

➢ 大学における日本語教育も「法務省告示基準」（＝日本語学校の設置基準）に準拠することが示された。

➢ 2024年4月「日本語教育機関認定法」施行

➢ 留学生別科も「日本語教育機関認定法」の対象に

【上陸審査会での対応】

2019年6月文部科学省・出入国在留管理庁「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」

文部科学省・法務省出入国在留管理庁の対応

⑥

(3) 留学生別科及び研究生・聴講生・科目履修生等について

大学に設置される別科のうち留学生を対象として教育を行うもの(以下、「留学生別科」という。)や、研究生や聴講生、科目履修生等のいわゆる「真正留学生」としての受入れについては、学生の確保という観点のみで無条件な受入れを行わないように努めるとともに、大学設置基準等を参考にし、教育費、校地・校舎面積、学生数、授業の方法、施設及び設備その他について教育にふさわしい環境の確保を図る必要があります。また、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号、以下「日本語教育機関認定法」という。)の認定の対象となる日本語教育機関においては、日本語教育機関認定基準に基づき認定を得ることが必要となりますが、日本語教育機関認定法に基づく認定を要せずに日本語教育等を実施できる場合(派遣外国人留学生制度による派遣外国人留学生や大学間交流協定に基づく交換留学生のみを対象とする場合等)についても、日本語教育機関認定基準等を参考にし、適切な教育環境を確保することが望めます。

また研究生・聴講生・科目履修生等の真正留学生(専ら日本語教育を受ける者を除く)については、当該課程を受講するために求められる必要な日本語能力(学位課程において日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安)やその他求められる能力が確保されているかどうかを確認の上、受け入れてください。なお、これらの者のうち単位が与えられる者は、大学設置基準第31条第1項の「科目等履修生」に当たりますが、同条第2項に基づき適切に単位を授与する必要があります。

研究生・聴講生・科目等履修生等の真正留学生であって、一定の日本語能力(日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上)を備えていない留学生を対象に専ら日本語教育を行なうとする場合³⁾は、原則として日本語教育機関認定法に基づく留学のための課程の認定を受けた認定日本語教育機関でなければ、入学しようとする外国人に「留学」の在留資格が認められないとする制度改正(上陸基準省令の改正)が予定されており、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の施行について(通知)(令和5年12月28日付文化庁次長・総合教育政策局長・高等教育局長通知)等をご参照の上、適切な対応をお願いします。

各個別の専攻分野の名称を述べるなど、外邦に日本語教育を主目的とは位置づけしていない学科や課程であっても、学生を受け入れる際に求めている日本語能力や、提供される教育の内容等が、実質として日本語教育機関認定法の適用対象であると判断される場合には、前法に基づく留学のための課程の認定を受ける必要が生じますので御留意ください。

研究生・聴講生が留学の在留資格を得るためには、出入国管理及び難民認定法第七十九条第二号の基準を定める省令(平成2年法律第16号、以下「上陸基準省令」という。)により、1週間以上10時間以上の授業時間が必要ですので、履修可能科目の設定や学生に対する履修指導等において御留意ください。

2024年4月文部科学省高等教育局参事官(国際担当) 佐藤 邦明

3

年の「日本語教育機関認定法」の大学の留学生別科への適用につながり、次の通知、2024 年 4 月に出たばかりのもののようですが、留学生別科、もしくは N2 レベルにない研究生・聴講生・科目履修生を教える大学は、「日本語教育機関認定法」の対象になるとされました。この「日本語教育機関認定法」というのは、日本語学校の認定基準と同様のもの、要するに日本全体として文部科学省が日本語教育を行う機関を認定するという制度で、日本語学校か大学かという区別ではなく、教える内容として、日本語教育を行う機関が満たすべき基準を定めこれを文科省が認定するというところで、実は国家的なかなり大きな枠組みとなっています。

4. 留学生別科における アドミッションポリシー

大学の留学生別科の運営はかなり難しい状況であるという一方、留学生受入れ自体は拡大状況にあるということ、その中で法律も決まってきたというところが今回の背景にはあります。このような状況で、これまでの大学の一般的な留学生の受け入れ、いわゆる正規生の受け入れというのは、学部生だと約 50%、大学院生だと約 30% が日本語学校経由だと言われています³⁾。2024 年現在、中国人留学生が日本語学校の約 3 割を占めていますので、大学や大学院に行きたいと希望を持っている学生がおり、経済力もあることから塾にも

通ってかなり勉強して受験をしています。人気のある大学に関して言えば、待っていれば留学生は来ますというような状況です。しかし、ただ待っている、来てくれる学生だけではないのかというところ

- ・これまでの外国人留学生の受入れ ⑦
 - ・日本語学校からの受入れ：学部生の約50%、大学院生の約30%が日本語学校経由(二子石 2019)
 - ・大学は日本語学校からの入学生を待っていればいいのか？
- ・学生獲得の視点の必要性
 - ・ほしい学生はどんな学生か(アドミッションポリシーの明確化)
 - ・奨学金をつければ学生獲得が可能になる(日本語学校も大学も)
- ・自大学で日本語教育から専門教育まで一貫した教育
 - ・コース①留学生別科→大学学部→就職
 - ・コース②留学生別科→大学院→就職
- ・日本語教育と大学学部・大学院での学びをいかに接続・連携をさせていくかが課題

大学における日本語教育の4形態

⑧

1. 正規生（学部・大学院）への日本語教育

- ・目的：学位取得、キャリア形成
- ・実施：日本語教育センターなどの全学組織、所属学部

2. 別科生への日本語教育

- ・目的：進学予備教育
- ・実施：留学生別科

3. 交換留学生への日本語教育

- ・目的：日本語学習そのもの、文化体験的要素
- ・実施：日本語教育センター、留学生別科

4. 聴講生・科目等履修生への日本語教育

- ・目的：日本語学習そのもの、文化体験的要素、進学予備教育的要素
- ・実施：日本語教育センター、留学生別科

になると思います。

自分の大学で日本語教育から専門教育まで一貫した教育を行っていただければいい。じゃあどうやってこれを接続させるのかということが、この後、三澤さん、白石さんの発表につながって、今回考えられたらいいかなと思います。

5. 留学生別科の機能

留学生別科とはどんなところなのか？というトピックですが、まず大学の中での日本語教育の在り方を大きく

留学生別科とは

⑨

・学校教育法第91条

大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、**簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし**、その修業年限は、一年以上とする。

▶特別の技能教育→留学生を対象とした日本語教育

・学校数

・2018年度「[外国人留学生向けの教育を行う大学別科における教育の実施状況の公表について](#)」

・67校（2024年現在、正確な数は不明）

31

にも、また一つ視点も持っていただきたいと思います。要は学生獲得の視点で、どんな学生が欲しいのかというところを明確にするべきではないでしょうか。同じペーパー試験であれば均一化された留学生になってしまうというところですね。

学生獲得の視点を持つと、やはり独自で行う日本語教育と自分の大学の学部・研究科との接続連携が重要になってくるのかなと思います。また、欲しい学生を獲得しようとした場合、やはり奨学金が今まで大きな力を持ってきました。奨学金はスタートとしてはすごく重要だと考えます。知名度の低い機関であっても、奨学金とそれに見合う教育をアピールすることで、比較的留学生獲得というのは可能になっていたというのが、今までの経験だと思います。そうした意味でも、大学として欲しい学生というのはどういう学生なのかというところは、日本語教育を軸とした留学生別科と学部・研究科の連携を考える上でのスタート地点

四つに分けてみました。これ以外にも私の大学ではこんな日本語教育を行っているというところがあるかと思いますが、正規生、別科生、交換留学生、研究生・聴講生・科目等履修生等への日本語教育が行われていて、それぞれいろいろな部署、センター、学部、研究科が教えているということだろうと思います。メインは正規生への語学履修科目に当たるところで、日本語教育センターなどの全学組織、もしくは所属学部で教えている。そして、大学別科では交換留学生に教えていたり、科目等履修生にも教えていたりというように、実は別科はいろいろなところに関わりが点在しています。

別科というのは何なのか法律的に見ると、学校教育法に定められていて「簡易な一定程度の技能を施すことを目的」として設置され、留学生に対しては日本語教育を行うということで留学生別科として認められています。

留学生別科の数ですが、なかなか正確に最新の数が出てきません。直近のものでは2018年の文科省の調査の67校ですが、現状、実際かなり減少傾向にあると思います。

6. 留学生別科へのヒアリング調査

シート⑩以降がヒアリング調査の結果です。このヒアリング調査では先ほどの文科省の2018年のリスト67校すべてに調査依頼をいたしました。中にはすでに別科を閉校して学生募集をストップしているという答えであったり、返事が無いところもたくさんあり、67校のうち実際に運営しているのはさらに少ない数であろう、というのが2024年度、コロナ禍後の状況ということになると思います。

今回のヒアリング調査に回答を得た大学は10校でした。

その後オンラインで聞き取りをしました。まず別科はどんなところかということで、どうやって学生を募集しているか、在籍中の教育はどんなことを行っているのか、そして進路指導はどうしているのか。また、2024年4月に「日本語教育機関認定法」というのが制定されましたので、これには対応するのかどうかというところを聞いています。

6-1 教育の目的と実施形態

実際にいくつかのポイントをご紹介します。この10校では教育目的、実施形態が3つの形に分

留学生別科ヒアリング調査報告 — 留学生別科の置かれた状況 —

⑩

- ・ヒアリング調査
- ・対象校：2018年「外国人留学生向けの教育を行う大学別科における教育の実施状況の公表について」に掲載された67校すべてにヒアリング調査をメールにて依頼
- ・実施時期：2024年4月～6月
- ・回答校：10校
- ・オンラインによる聞き取り調査を実施
- ・質問項目：入学、在籍中の教育、進路指導、「日本語教育機関認定法」への対応状況

12

実施形態及び目的

⑪

1. 進学予備教育型…6校
2. スタディアブロード型（交換留学生）…1校
3. 融合型：進学予備教育型・スタディアブロード型…3校

- *進学予備教育型とは…自大学の学生を自前で育てる
- *スタディアブロード型とは…協定校からの学生の日本語教育、日本文化教育

リクルート方法

⑫

1. 大学全体の外国人入試
2. JASSO海外留学フェア
➢入試部や国際部が主体となり、学部・大学院入学レベルに満たない入学希望者を別科へ誘導している。
3. OB・OG組織
4. 海外の留学エージェントの利用…2校
5. 国内の日本語学校

かれました。まず進学予備教育型で、日本語を教えて自分の大学に送り出す、もしくはほかの大学や専門学校に進学する、つまり多くの日本語学校と同じように進学のための教育を行っているのが6校でした。次にスタディアブロード（受入れ）型で、留学生別科という科は設けていますが、ここでは交換留学生に対する日本語教育を行っているというところが1校。そして、これらの融合型で進学予備教育とスタディアブロードのミックスというところが3校ありました。この3校の中でもいくつかパターンがあって、ほぼスタディアブロード寄りというところもありますし、進学予備

⑬

日本語教育と学部・研究科との連携**教育課程の連携**

- ・なし
- ・同一教員が別科・本科のカリキュラムを作成
- ・学部の日本語教育を別科が提供
- ・別科はキャリア教育無し→本科でキャリア教育を実施

入試制度や修了要件の連携（条件付き入学許可・単位互換制度）

- ・なし

▶別科と本科の大きな壁がある

良いという留学生別科もありました。

6-3 本科との連携状況

次に教育内容に関してです。実際に別科と本科は連携しているのかというところですが、教育課程、カリキュラムの連携はほぼない

教育寄りというところもありました。

6-2 留学生募集

実際の入り口のところ、学生募集はどうやっているのかというところは、大学ということで、大学全体で外国人入試を設けているところが多くあるようです。あとはJASSOの海外留学フェアに積極的に出ているという話を聞くことができました。ここで大学全体として入試部、もしくは国際部などが主体となって海外で大学の紹介をして行く中で、ぜひ入りたいという学生で日本語レベルが学部もしくは大学院のレベルに満たない者を別科に誘導している、というのが留学生別科の一つの特徴かなと思われます。また、OB・OG組織を通じて学生募集をするというところもありました。ほかに海外の留学エージェントを利用しているというところが、10校中2校ありました。多くの日本語学校での学生募集は、海外の留学エージェントを通じて学生募集をしていて、そこにはお金も発生しています。そのような学生たちが日本語学校で学んだ後で大学に入ってくるわけですが、別科に関していうと「エージェントを使うということには抵抗感を感じている」もしくは「大学全体として学生を集めるためにエージェントにお金を使うというのは難しい」という話を聞くことができました。ただそれでもこの10校の中には、やはりしっかりとエージェントを選んで、そのエージェントから良い学生を受け取ることが

というのがこの10校の状況でした。同一の教員が別科も本科もカリキュラムを作っているとか、学部の日本語教育を別科が提供しているとか、別科にはキャリア教育はないけれど本科でキャリア教育をしているといったように、いくつかのパターンはありますが、残念ながら一つの一貫した課程として別科、本科の接続をうまく回しているというところは少なかったです。

また、入試制度としては、多くの大学が推薦制度を設けているものの、いわゆる条件付き入学許可、つまり日本語能力が一定のレベルになったら、学部に入学できる制度や、別科で取得した日本語科目が本科進学後に卒業要件に加算される単位互換制度を実施している大学はこの10校の中にはありませんでした。カリキュラムや入試制度という観点からみると、別科というのが、なかなか本科と対等に話をするのが難しい、壁があるような話を聞きました。

自前で海外募集した学生を、自前で育てたいという意味では、自分の大学に進学させるというところが、別科が持つ大きなポイントだと思います。

6-4 自大学への進学割合

ここにA大学からJ大学まで10大学のデータを示しましたが、このような形でばらつきがあります。自大学に進学するという意味では100%進学するB大学や、J大学がありますが、4割、3

⑭

自大学への進学

A大学	B大学	C大学	D大学	E大学	F大学	G大学	H大学	I大学	J大学
4割	10割	7～8割	9割	3～4割	スタ ディア ブロード 型の み	7割	5～6割	スタ ディア ブロード 型の み	9～10割

担当者からの声

- 自大学への進学はばらつきがある。
- 奨学金プログラムだから10割が自大学へ進学
- 自大学への進学を強制することはできない。
- 自大学への進学定員があり、他大学へ進学せざるを得ない。
- 自分の大学という環境を好きになることが自大学進学につながっている。

16

割のところもあるようです。これにはいろいろな声がありました。奨学金プログラムだから10割が自分の大学に進学するということ。一方で、進学は、あくまでも学生自身が決めることなので強制することはできないということで、学生のリクルートの時点では自分の大学に行きたいと言っていたけれども、1年～2年間の学習の中で（進学希望が）変わっていくのは仕方がない、というようなお話を聞くことができました。ほかには自分の大学に募集定員があって別科生であっても入学試験で点数が取れなければ他大学に行かざるを得ない状況があるといったところもありました。また、かなり重要な点だと思うのですが、いくつかのところでは自分の大学という環境で日本語を勉強することで、その大学が好きになり、自分の大学に進学していくということにつながっているという話が聞けました。

6-5 「日本語教育機関認定法」への対応

最後になりますが、「日本語教育機関認定法」への対応状況についての聞き取りですが、まずこの「日本語教育機関認定法」とは何かというところでは、認定基準というものが設けられまして、これは日本語学校と同等の規準となっています。教育課程であったり、授業時間数であったり、校舎の大きさ、先生の数などがあるので

すが、その整備をして文科省による審査認定を受けなければなりません。それだけではなく、定期報告審査ということで、常に定期報告を提出しなければなりません。そのような認定を受けて在留資格「留学」で学生を受け入れることができることになります。この日本語教育機関の認定を文科省から取らなければ、「留学」資格で学生を受け入れることができないというような法律です。

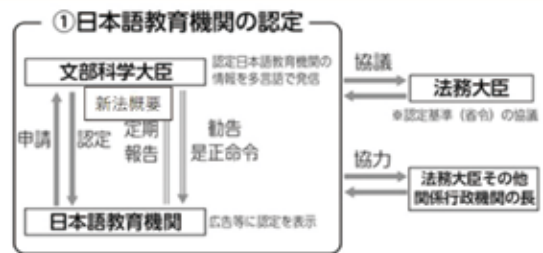
それでは実際に別科はどのように対応しているのかというと、10校中1校のみ対応するとしていて、それ以外は検討中ということでした。大学からの意見としては、この認定基準というのは日本語学校を基準としているので、大学にはそぐわないとか、日本語学校と一緒にされては困るとか、大学の自由な教育というものがこの認定法で阻害されてしまうなどが挙がりました。教育課程の内容も日本語参照枠にはめられますので、自由な教育ができなくなる、より文化的な要素を取り入れたり、課外教育を取り入れたりという教育が阻害されてしまうという声が聞きました。

この「日本語教育機関認定法」に対する対応の低調さの要因ですけれども、まず別科自体が認定法の枠に入るかが曖昧だという声を聞きました。これは今年の4月から6月の時点のヒア

・「日本語教育機関認定法」とは

⑮

- 「認定基準」に基づく教育環境・教育課程の整備
- 文部科学省による審査・認定
- 審査→認定→定期報告審査→認定→定期報告審査→
- 認定=在留資格「留学」による生徒の受入れ可能



向学新聞2023年7月号より

17

留学生別科の置かれた状況 －「日本語教育機関認定法」への対応

⑯

- ・大学からの意見
 - 「認定基準」は日本語学校を基準にしているため、大学にはそぐわない。
 - 日本語学校（マンションのワンフロアのイメージ）と同じにしてほしくない。
 - 自由な教育が阻害される。
- ・10校中1校のみ対応済、その他は検討中
- ・対応率の低さの要因
 - ・どこまでが「認定法」の枠に入るかの曖昧さ
 - ・「認定法」の意義が伝わっていない。
 - ・規制が大きくなる。それでも別科を続ける意味があるのか？
 - ・別科を運営すると赤字になる→ビジネスモデルとしても疑問視→廃止
 - ・「法務省告示基準」を基準とした認定のため、大学が対応するには組織を変える必要がある。

リングだったのでまだ早い段階ではあったのかもしれませんが、自分の大学は取らなければいけないのかどうかということも、よくわからないというところがありました。そのほか認定法にはどういう意味があるのか伝わっていないという声がありました。

この状況のなかで、規制が大きくなりビジネスモデルとして成り立たない。別科を続ける意味があるか検討している。別科の運営では赤字になるので廃止、もしくは発展的解消というような状況になっているという声も聞かれます。

7. 終わりに

では別科は終息していただけないのか、特にこの「日本語教育機関認定法」をきっかけにそうになってしまうのか？ いや、そうじゃないはずです。やはり自分の大学で学生を育てることは大切だよね、ということでこのあと亜細亜大学の事例を三澤さんから紹介いただき、そして白石さんの方から最後にまとめという形で話をさせていただけたと思います。まずは私の発表は以上です。どうもありがとうございました。

ASEAN 諸国留学生奨学金制度 ～留学生別科からの一貫教育～

亜細亜大学国際連携部部長 三澤 勝

皆さん、おはようございます。亜細亜大学国際連携部の三澤と申します。本学には留学生が 300 人ほどいるのですが、留学生に関わることは生活面や学習面のサポートなど、全般をインターナショナルセンターで担当しています。私も二子石先生の大学留学生別科に関するヒアリングを受けて、本学の事例をお話ししたところ、SIEJ のセッションでぜひ紹介してほしいということで今回登壇させていただくこととなりました。

これからお話しする内容ですが、まず本学の留学生受け入れ状況と留学生別科の概要についてご説明いたします。それから、企業の寄付によって運営している ASEAN 諸国留学生奨学金制度について、紹介させていただきます。さらに、この奨学金制度に付随した学部横断的プログラムと、奨学生の就職支援等についてお話させていただき、最後に別科の課題について触れたいと思います。

1. 外国人留学生の受入状況と 留学生別科の概要

本学の外国人留学生受入れの歴史ですが、1954 年に香港から一度に 96 人の留学生を受け入れたことが始まりとなっています。こちらの写真(シート①)は、当時最寄りの駅の商店街に建てられた看板ですが、96 人の留学生が来たということで、町をあげての歓迎ぶりだったというふうに聞いています。この時の受け皿として、大学の前身である短期大学に中国留学生部が開設されました。その後、1962 年に留学生部を亜細亜大学留

学生別科と改組しまして、現在に至っております。

今年の 5 月 1 日時点で、外国人留学生は全学で 310 名在籍しています。内訳としては中国人学生が 6 割、続いてベトナム人学生が 2 割で、全体的にアジアを中心とした国々からの留学生となっています。

次に留学生別科の概要ですが、来年 4 月入学生の募集人数は 30 名としており、入学時期は春学期の 4 月のみとなっています。学習期間は 1 年間で、受け入れ形態は大学・大学院への進学を目的とした学生と、交換留学生を対象とした融合型となっています。クラス編成は、コロナ前まで 3 クラス体制でしたが、現在は日本語能力試験(JLPT)の N3 合格レベルの A クラスと、N4 合格レベルの B クラスの 2 クラス体制で実施しています。入学者の出身国・地域については、一般募集の学生が多い時には中国、台湾など漢字圏の学生が多かったのですが、後に紹介させていただく ASEAN 諸国留学生奨学金制度を開設してからは、非漢字圏の東南アジア諸国からの留学生が中心となっています。本学の別科の特色の一つとしては、こちらも後ほど説明させていただきますが、学部、大学院への推薦入試制度があります。

別科の授業は、月曜日から金曜日まで毎日朝 8 時 45 分から夕方 5 時までと、授業時間数は多くなっています。一コマの授業時間は大学と同じで、105 分となっています。授業期間は、これも大学と同じで春学期、秋学期各 13 週で行っています。日本語の技能を総合的に学習しますが、日本事情という科目もあり、日本の地理や産業、経済等に

シート①

外国人留学生の受入状況

- 1954年（昭和29年）
日本経済大学短期大学附属中国留学生部を開設
中国香港から96名の留学生を受け入れ
- 1962年（昭和37年）
留学生部を亜細亜大学留学生別科と改組
- 2024年（令和6年）5月1日時点
310名の外国人留学生在籍



色々なイベントがあり、つい昨日まで、一泊二日で山中湖に日本人学生と留学生が一緒に行くキャンプがあったのですが、こうした国際交流キャンプですとか、5月には日本人学生や近隣の方も呼びびて、留学生が色々な国の料理を振る舞う国際交流パーティーが行われています。それから新入留学生歓迎会ですね。これ

ついて学習しています。また、進学を見据えて週2コマ英語の授業もカリキュラムに組み込まれています。秋学期には、日本事情の一環として一泊二日の研修旅行ですとか、都内見学、それから近隣の小学校訪問等も行っています。

1年間の学費は64万4千円となっています。これには先ほどの研修旅行とか学生研修費も含まれています。入学検定料は2万円です。

本学の留学生別科で学ぶ利点としていくつか挙げさせていただきますと、一番はどこの留学生科でも同じだと思うのですが、大学の施設を利用できるということです。図書館、食堂、体育館等、学部生・院生が使う施設と一緒に利用できるということが一つのメリットであると考えています。また、担任制により一貫した指導を行っておりまして、3名いる日本語専任教員は、学部の日本語教育も担当しています。

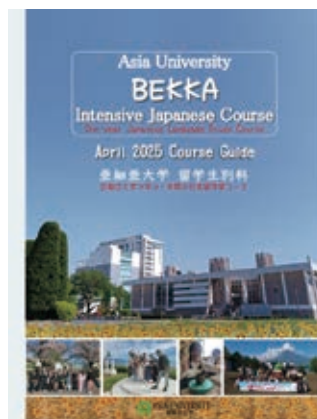
それから、留学生別科生を対象とした独自の奨学金制度として、成績優秀者に対する奨学金がありまして、企業や退職した教職員などが寄付をしている冠奨学金も、留学生別科生にも適用されています。

また、留学生会が主催する

も学部、大学院の留学生が集まって行うイベントに別科の学生も一緒に参加します。このように、日本人学生や多国籍の留学生と交流できるところも、大学における留学生別科のメリットとしてあげております。

学部への推薦入試制度については、別科での定期試験の点数と出席率の条件をクリアした学生が、推薦入試制度を受けることができ、学部の面接試験に合格しますと、希望の学部に入学できる制度となっています。

学部、院生の留学生と同じサポート体制というところでは、別科生も含めた全留学生に対して大学が総合保険に加入しており、病気やケガなどがあった場合には、この保険でカバーされることに



留学生別科概要

②

- 募集人員：30名
- 入学時期：春学期（4月）のみ
- 学習期間：1年
- 受け入れ形態：融合型
- クラス編成：Aクラス N3合格レベル
Bクラス N4合格レベル
- 入学者の出身国・地域別状況
ASEAN諸国留学生中心
- 学部への推薦入学制度



③

留学生別科〔時間割・学費〕

2024年度時間割（予定）1コマ＝105分					
	月	火	水	木	金
1時限 8:45-10:20	日本語	日本語	日本語	日本語	日本語
2時限 10:45-12:10	日本語	日本語	日本語	日本語	日本語
3時限 13:15-15:00	日本語	日本語	日本語	日本語	日本語
4時限 15:15-17:00	日本語	英語 (ホワイイ講座)	日本語	日本語 (ホワイイ講座) 日本語 (ホワイイ講座)	英語 (ホワイイ講座)

学 費		1年間一括納入 2024年度実績 ※学費に教科書代を含む
入学金	130,000 円	
授業料	460,000 円	
学生研修費	50,000 円	
学生健康保険入会金	500 円	
学生健康保険組合費	3,500 円	
合 計	644,000 円	



なっています。また、家を借りる時に必要となる連帯保証人制度も、別科の学生に適用しています。

2. 別科から学部まで連続した奨学金 —ASEAN 諸国留学生奨学金制度—

2-1. 奨学金のスポンサーについて

次に、別科から学部までの連携教育に対する奨学金制度について紹介させていただきますが、その前にこの奨学金の主な出資者が東急グループであるということで、東急グループと本学の関係について少しご説明させていただければと

思います。

あまり知られてないのですが、本学は東急グループの一つの大学です。東急株式会社は、東南アジアのタイやインドネシア等で、不動産事業や住宅の分譲賃貸事業等を進めておりまして、ベトナムではホーチミンから一時間ぐらいのところにあるビンズン省で、2012年から大規模な都市開発を行っています。住宅や商業施設等の開発に加えて、2012年からはバス事業を展開しており、東急のバスをこの新都市で走らせていて、将来的には鉄道も走らせるというふうに聞いています。

このように、東南アジアで事業展開を進めている東急株式会社と本学との関係で、2016年に当時の理事長が中心となって、ASEAN 諸国からの留学生を支援しようということで、ASEAN 諸国留学生奨学金制度が開設されることになりました。この奨学金制度は、日本企業で活躍できるグローバル人材育成を目指し、産業界はもとより広く社会の期待に応えられる真の国際人を育成するということを目的としています。寄付

留学生別科で学ぶポイント

- ・大学の施設を利用できる
- ・担任制による一貫した指導
- ・独自の奨学金制度
- ・日本人や多国籍学生との交流
- ・学部・院への推薦入試制度
- ・学部・院生と同じサポート体制



金をいただいている企業は、東急株式会社とそのグループ企業が主ですが、他にキリンホールディングスさんですとか大成建設さんなどの企業からも、賛同をいただきこれまで寄付をいただいております。

2-2. 2つの奨学金コースとASEAN 諸国での学生募集活動

この奨学金制度では、コースを二つに分けておりまして、別科コースは留学生別科から学部4年までの5年間、学費相当額、教材費、それから当初2年間の指定宿舍費を免除するという形で奨学金を支給しています。学部コースについては、学部の4年間、学費相当額、教材費、当初2年間の指定宿舍費を免除しています。

奨学生のリクルートにつきましては、これまで二つのパターンで行っています。当初は本当にネットワークがなくて、どういうふうにリクルートしようかと迷いました。一つ目の協定校推薦では、本学を卒業したタイの留学生が、日本語教育をかなり熱心に行っていて、タイ国内の日本語弁論大会で優勝するほどの実績を持っている王立の高校を紹介してくれました。この高校と、2016年に連携協定を結んで、毎年最大3名、優秀な学生を推薦してもらっています。

それからもう一つは、一般公募での募集です。選考については、協定校推薦も一般公募も書類選考とオンライン面接で行っています。ベトナムに関しては、高校で日本語を学習している学生が多く、北のハノイから中部のフエ、南のホーチミン

東急グループの大学

- ・ 学校法人五島育英会
1955年設立 東京都市大グループ
- ・ 学校法人亜細亜学園
1941年設立 亜細亜大学 亜細亜大学大学院、亜細亜大学留学生別科
- ・ 2019年12月：大学間連携協定締結



亜細亜大学
ASIA UNIVERSITY

東急のベトナム開発

- ・ 2012年から、ビンズン省ビンズン新都市開発を進めている。
- ・ 2014年から、バス事業を展開



ASEAN諸国留学生奨学金制度

「日本企業で活躍できるグローバル人材育成」を目指し、産業界はもとより広く社会の期待に応えられる真の国際人を育成する。

1. 別科コース

支給期間：5年間（留学生別科1年＋学部4年間）
支給総額：約600万円（学費相当額＋教材費＋当初2年間の指定宿舍費）

2. 学部コース

支給期間：4年間（学部4年間）
支給総額：約500万円（学費相当額＋教材費＋当初2年間の指定宿舍費）

<これまでの奨学金制度賛同企業>

キリンホールディングス(株) 大成建設(株) 東急(株) (株)NKB (株)ぐるなび
サッポロホールディングス(株) 滝基金 他15社

亜細亜大学
ASIA UNIVERSITY

に至るまで、募集活動を行う地域が広いものですから、フォースバレーコンシェルジュという、もともとベトナムで日系企業に人材派遣を行っている企業に業務委託をして、広報活動から出願書類の確認、それから志願者の問い合わせなどに対応してもらっています。このほかの国に関しましては、我々が直接高校を訪問したり、JICAの現地機関である人材育成センターで毎年留学フェアを行っているので、そうしたところに参加したりして募集活動を行っています。

2-3. ASEAN 奨学生の出願資格、日本語能力要件など

次に ASEAN 奨学生の出願資格と条件についてですが、ASEAN10 カ国のうち、該当国の国籍を

奨学生の募集・選考

⑦

- ・協定校推薦：王立スアクラブ・ウィッタヤライ・ランシット高校（タイ）
2016年 連携協定、覚書調印



- ・一般選考：業務委託（ベトナム）
広報活動、出願書類の確認、問合せ対応



ASEAN奨学生の出願資格と条件

⑧

1. ASEAN 諸国のうち次のいずれかの国籍を持つこと。日本との二重国籍を除く。
ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、カンボジア、
ミャンマー、ラオス 8カ国
2. 高校卒業後1年未満の者
3. 日本語能力
別科コース：「日本語能力試験（JLPT）」N4 または N3 に合格している者
学部コース：留学生入試 C 方式入試に合格し、「日本語能力試験（JLPT）」
N2 または N1 に合格している者。
4. 高等学校の学業成績が良好である者。母語、英語、数学の科目が上位の評価を得ている者。



持っていること、また日本との二重国籍を除くという条件を付けさせていただいています。

それから、出資者の意向で、高校を卒業して間もない若い学生を採用したいということで、高校卒業後1年未満の者と設定させていただいています。現在、毎年3月と10月に選考試験を行っていき、国によって卒業時期が異なりますが、高校3年生の時と卒業1年以内の合計2回、選考試験を受けられる機会を設けています。

日本語能力につきましては、別科コースは JLPT の N4、または N3 に合格している者、学部コースに関しては N2、または N1 に合格している者となっています。また、学部コースについては、本学の渡日前外国人留学生入試に合格して、さらに奨学生選考試験に合格した者を採用してい

ます。別科コースでの採用がほとんどですが、マレーシアの中華系高校を卒業し、すでに N2 以上を持っている方が数名、学部コースで採用されているケースもあります。また、成績優秀者を採用するということで、母国語、英語、数学を中心とした高校の成績を、書類選考で重視しています。

奨学生の指定宿舎ですが、大学からも最寄り駅から7、8分という、ちょうど中間のところにあるシェアハウスを部分的に借り上げて、奨学生に住んでもらっています。1ユニットに4個室あり、リビングやシャワー等を共有で使っていて、こちらの宿舎費を入国後2年間、奨学金で免除しています。

2-4. 奨学生の採用実績

これまでに採用した奨学生の人数推移ですが、2016年から受入れを始めまして、当初は認知度が低かったため、初めの年は3名しか採用できませんでした。その後、徐々に口コミとか SNS とか、それから入学した学生が紹介してくれるなどして、定員を超える応募が来るようになりました。2016年から今年4月の入学生まで、合計106人を採用しています。

続きまして、ASEAN 奨学生の現在の国籍別学部別の在籍人数ですが、採用人数が一番多いのがベトナムで、二番目がタイとなっています。タイは当初、協定校からの推薦のみでしたが、今はクチコミで広がって公募で応募してくる留学生も

⑨

ASEAN奨学生採用人数推移

	H26	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
別科	3	9	12	14	休校により 合格保留	17	15	15	16	101
ベトナム	1	7	7	7		9	6	8	9	54
タイ	2	2	1	4		3	5	2	3	22
マレーシア	0	0	1	0		2	0	1	0	4
インドネシア	0	0	2	2		2	0	0	2	8
フィリピン	0	0	1	1		0	1	0	2	5
ミャンマー	0	0	0			0	1	3	0	4
カンボジア	0	0	0	0		1	2	1	0	4
学部	0	0	1	1	1	1	0	1	0	5
ベトナム	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
マレーシア	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
合計	3	9	13	15	1	18	15	16	16	106



亜細亜大学
ASIA UNIVERSITY

⑩

ASEAN奨学生国籍別・学部別在籍人数

		経営学部 経営学科				国際関係学部 国際関係学科				国際関係学部 多文化コミュニケーション学科				都市創造学部 都市計画学科				留学生 別科	合計
		1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	4年		
ベトナム	総数	7	3	6			2	3		1	1					1		9	32
	(女)	(5)	(2)	(5)			(1)	(3)		(1)	(1)					(1)		(8)	(27)
タイ	総数	1		2			1				3	1			1	1		3	13
	(女)	(1)		(2)			(1)				(2)	(1)			(1)			(3)	(11)
インドネシア	総数			1				1										2	4
	(女)							(1)										(1)	(2)
フィリピン	総数										1							2	3
	(女)																		
マレーシア	総数	1		1								1	1		1				5
	(女)	(1)		(1)									(1)						(3)
カンボジア	総数					1	2										1		4
	(女)						(2)												(2)
ミャンマー	総数	2						1						1					4
	(女)	(1)						(1)						(1)					(1)
合計	総数	11	3	9		1	6	4		1	5	2	1	2	2	2		16	65
	(女)	(8)	(2)	(8)			(5)	(4)		(1)	(3)	(1)	(1)	(2)		(1)		(12)	(48)



亜細亜大学
ASIA UNIVERSITY

徐々に増えています。フィリピンでは日本語を勉強している高校生を探すのが大変で、リクルートには苦労しました。しかし、本学非常勤講師の紹介でミンダナオ島のダバオにある日系人会国際高校と縁ができて、そこから出願してきた学生を、これまで採用しております。年によって違うのですが、学部では経営学部や国際関係学部の人気

高いという状況です。

2-5. 別科から学部まで一貫した就職支援 —ASEAN 留学生ジャパンプログラム—

この奨学金に付随しまして、就職支援を主な目的として、ASEAN 留学生ジャパンプログラムを開設しています。留学生別科から学部4年までの

ASEAN-JAPANプログラム

- 【5年間一貫の専用カリキュラムを編成】**
 ★ビジネスシーンで通用する日本語能力の養成
 ★日本のビジネス文化を含む日本事情の十分な知識と理解
 ★企業で活躍するために必要な知識と外国語能力の獲得
 ★企業・自治体での就業体験などによる社会人基礎力の涵養

留学生別科で1年間集中的に日本語を学び、学内推薦入試で合格した者は、希望する学部に入學する。日本語教育に加え、教養教育と専門教育を通じて、基本的な知識・技能を修得し、本プログラムで社会人基礎力を身につける。

	日本語教育	教養教育 (キャリア教育・英語教育)	専門教育
留学生別科	「日本語」 入学科・第4・第5学期	「日本事情」「英語」	—
学部1年	「日本語」基礎～中級 新選課程・N2合格	基礎教養など、SP1関係の就職試験に直接役立つ教養科目の履修を推奨。日本語および英語力など強化	各学部のゼミナール・演習参加は原則として必修。プログラムの人材育成段階に沿って、各学部で推奨された専門教育科目を履修
学部2年	「日本語」中級～上級	「キャリア・インターンシップ」その他の各学部学科で開設する「インターンシップ」関連の科目を履修し、寄付企業を中心とした企業訪問（1日）を実施	
学部3年	「ジャパン・スタディーズⅠ」	夏季休暇を利用した寄付企業を中心としたインターンシップを実施	
学部4年	「ジャパン・スタディーズⅡ」 新選課程・N1合格	企業人のサムニバス講演などを受講	



一貫したカリキュラム編成で、ビジネスシーンで通用する日本語能力の養成とか、日本事情の知識と理解ですとか、履歴書の書き方、エントリーシートの書き方、面接のポイントなども教える授業を行っています。基本的には、留学生別科で一年間集中的に日本語を勉強してもらい、その後各学部で教養専門科目を履修しながら、このプログラムを通して社会人基礎力を身につけていくという体制になっています。

日本語レベルではJLPTのN4、N3程度で留学生別科に入ってきた学生は、学部1年でN2、卒業までにN1を目指して勉強していき、N2またはN1に合格して、一部大学院進学とか帰国する者もおりますけれども、大半の学生が日本の企業に就職している状況です。

ASEAN ジャパンプログラムの一環で、学部3年時にインターンシップを行っていき、その前段階として、学部2年の時には企業訪問を行なっています。ご寄付をいただいている企業

⑫

奨学生の就職支援

・学部2年 - 企業訪問

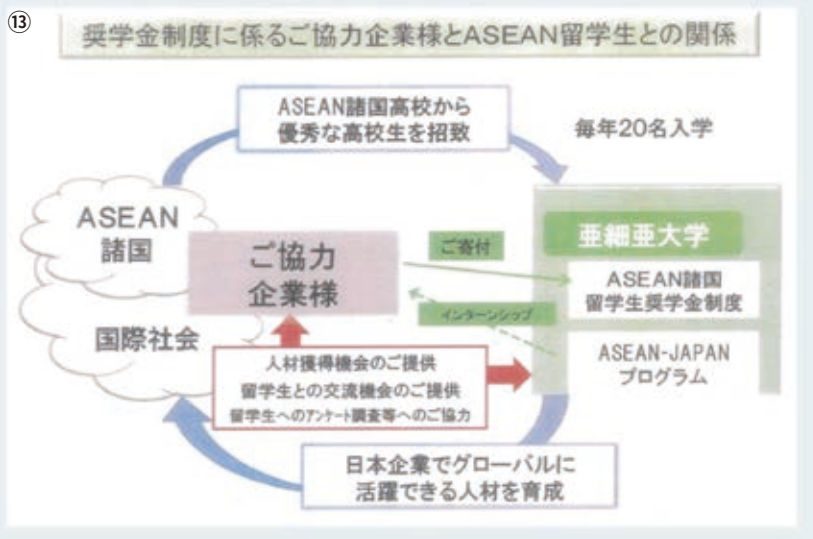
東急株式会社、セルリアンタワー東急ホテル、サッポロHD、リコーVicare、渋谷スクランブルスクエア他

・学部3年 - 短期インターンシップ

東急グループ企業、留学生採用企業



を中心に、今まで東急本社やセルリアンタワー東急ホテル、サッポロホールディングスさんなど、企業を訪問させていただいて、事業概要のレクチャーを受けたり、実際に働いているところを見学してきました。学部3年では、短期インターンシップということで、今まで寄付をいただいた企業や、留学生の採用実績がある企業でインターンシップを行っています。コロナの時期は対面で出来なかったのが、オンラインで課題を与えて発表するというような形をとっていました。



こちら（シート⑬）は奨学金制度の構想段階での資料で、大学と企業と学生との関係を示した図です。企業から寄付をいただいて大学で奨学生を育てて、将来的に奨学生が企業で活躍してもらうことで、寄付企業に恩返しするという考えで、この奨学金制度が開設されました。

3. 留学生別科の課題

ここまでの奨学金制度のプログラムの紹介でしたが、この奨学金制度があるおかげで、別科の募集人数もある程度確保できている状況です。しかし、一般募集のリクルートでは、苦戦しております。リクルート活動につきましては、高校訪問ですとか、JASSO や JICA 人材育成センター等が主催する留学フェアに参加したり、卒業生に協力してもらい、モンゴル、シンガポール、台湾等で事務所開設して、広報活動を行ったりしています。ベトナムでは、広報活動を中心に業務委託を行なっていますが、紹介料を

払ってのエージェント利用は行なっておりません。このような状況で、大量に出願者を集めるということには苦労しています。

認定日本語教育機関の申請については、まだ様子見というところです。いくつものハードルがありますので、これをどうクリアしていくかが課題です。今年の秋以降、留学生別

科の今後について、学内での協議が始まる予定です。

以上、事例紹介としてお話をさせていただきました。ありがとうございました。

留学生別科の課題



- ・一般募集の志願者数減少
 - ・学生募集の現状と課題
 - ・日本語教育機関の認定申請
- 申請するための体制づくり
申請時期等

亜細亜大学
ASIA UNIVERSITY

⑮

学生募集の現状と課題

【入試広報活動】

高校・日本語学校訪問、日本留学フェア参加（JASSO、JICA人材育成センター、民間留学センター等主催）、海外拠点の活用、業者委託他

エージェントは利用していない
⇒志願者の増加に繋がっていない



亜細亜大学
ASIA UNIVERSITY

日本語教育認定法と大学留学生別科の可能性

公益財団法人 アジア学生文化協会 白石 勝己

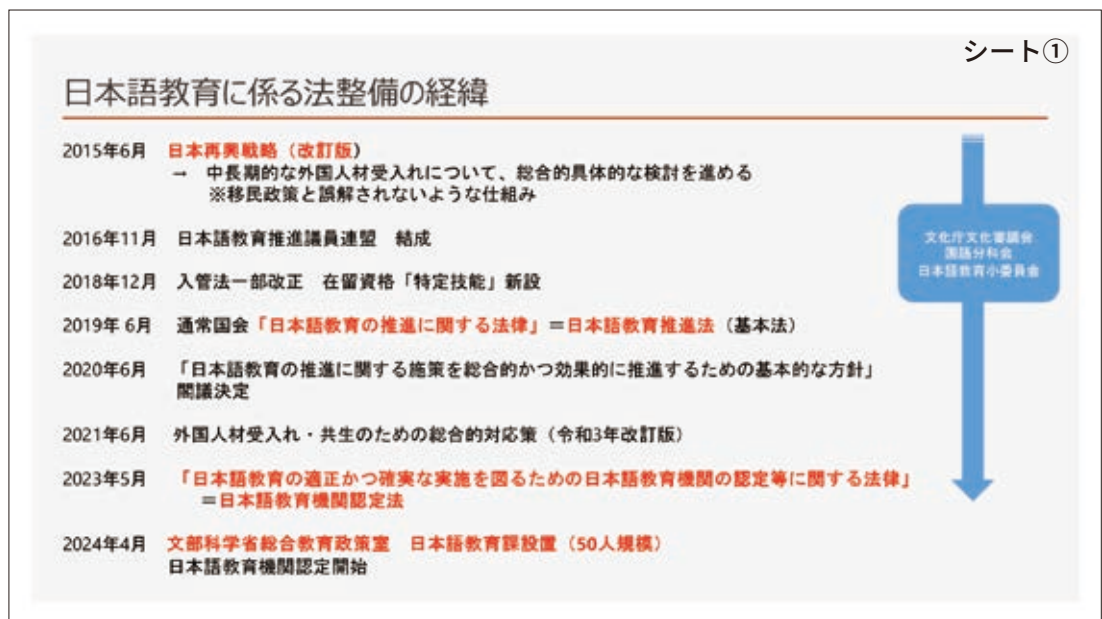
■ 日本語関連の法整備に至る経緯

まず最初に、日本語関連の法整備についての経緯を簡単にご説明したいと思います。実は日本政府は移民を入れない方針である、とずっと言っています。しかし、移民とは言わなくても、すでに外国人労働者の数は200万人を超えていて¹、外国人労働者がいないといろいろなところで日本の産業が回らないような状況になっているとされています。2015年に政府が発表した日本再興戦略²に「中長期的な外国人の受け入れについて、総合的な検討を進める」という一文が入れられました。

ただし「移民政策と誤解されないような仕組みを作る」というような文章が付け加えられています。

【シート① 日本語教育に係る法整備の経緯】

その翌年、2016年には日本語教育推進議員連盟が超党派で結成されます。議連ができるということは、外国人労働者の受け入れは日本の社会、産業界の要望であるとうことでしょう。外国人をさらに受け入れるには多文化共生社会を見据えなければならぬということで、そのためにはまず日本語教育が不可欠ということになったわけです。2018年には入管法が改正されて外国人労働を受け



1 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html

2 内閣府 成長戦略進化のための今後の検討方針 2015年1月 6ページ「外国人材活躍促進のための環境整備」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/housin_honbun_150129.pdf

②

日本語教育に係る法整備の背景

●日本における人口減少 少子高齢化（労働人口の減少）

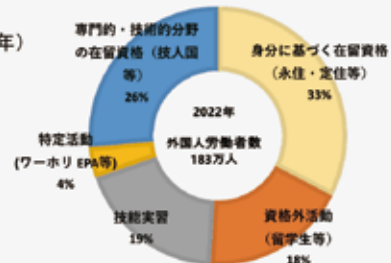
- 人手不足で日本の産業が回らない→外国人労働人材移入 日本社会の要望（国家的政策課題として国会・地方議会で取り上げられる）
- 日本語教育議員連盟の結成
- 日本語教育が1丁目1番地（木原誠二前官房副長官 2023年）

●日本に滞在する中長期外国人

- 2022年 300万人 2.4%（全人口12,500万人）
- 外国人労働者183万人 2.7%（全労働者6,700万人）

●外国人を必要な分野に移入する政策へ転換

- 外国人（移民）を入国させる→受け入れ国の義務か恩恵か（契約か）
- 受け入れ国の基本的規範と価値観を受入れる→どの程度まで同化すべきか
- 同化したら対等な成員となる。「彼ら」から「われら」へ→個人の物差しと共同体の物差し（ユヴァル・ノア・ハラリ 21Lessonより）



入れる受け皿として、業種を特定して在留資格「特定技能」が新設されました。そして2019年には基本法となる「日本語教育の推進に関する法律」³が制定されました。続いて具体的な施策の内容についての検討が進められ、2023年に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定にかかる法律」⁴が制定されました。これを我々は日本語教育機関認定法あるいは単に認定法と呼んでいます。

そうした検討は、文化庁の国語科の中の日本語教育小委員会で行われていたのですが、この法律を運用する場として今年の4月、文部科学省の総合教育政策局の中に新たに日本語教育課が設置されました。この新設された課は50人規模とされていますが、文科省の本省に50人規模の課を設置するというのは、おそらく政府にとって一大イベントなんだろうと思います。このことは、国家として外国人の日本語教育＝多文化

共生社会への移行に取り組むという意味の表れで、現在日本では外国人政策の一大転換が進行中であると言っていいと思います。

【シート② 日本語教育に係る法整備の背景】

それでは今どれくらいの外国人が日本にいるのかというと、2022年の数字では300万人で、その内労働人口は180万人となっています。これは日本の全労働人口の2.7%ですが、おそらくこれはすぐに3%を超え、5%になるのではないかと思います。欧米では外国人移民の問題が社会問題化していて、先週イギリス各地で外国人排斥のデモがあり、それに対する抗議デモも起こり大きな騒乱になっているというニュースがありました。日本では、そういう状況にならないようにするにはどうしたらいいかということ、考えていかなくてはならないと思います。

3 文化庁 日本語教育の推進に関する法律

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyousei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/

4 文部科学省 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案

https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00042.html

③

日本語教育機関認定法の概要

- 1 日本語教育機関の文部科学大臣の認定
留学・就労・生活の3類型 認定日本語教育機関
(大学の留学生別科も含む)
- 2 認定日本語教育機関の教員資格
(大学の留学生別科の日本語教員も含む)
日本語教員試験【第一回11月17日(日)】+実践研修
- 3 日本語教員養成機関の認定 →登録日本語教員養成機関
→登録実践研修機関

■ 日本教育機関認定法の概要

【シート③ 日本語教育機関認定法の概要】

次に日本教育機関認定法の概要についてお話したいと思います。これまで日本学校というと、法務省が定めている基準を満たして法務省から告示を受け、留学ビザを出すことができる(出入国管理局に対し在留資格認定証明書交付申請ができる)学校でした。2023年で833校⁵となっています。それが、今度は文部科学省が、日本語教育を三つの分野、つまり「留学」「就労」「生活」という類型に分け、それぞれの類型ごとに日本語教育機関の認定をすることになりました。ここには先ほどもお二人からお話ががあったように大学の別科も含まれることとなりました。

新たな認定のポイントとして、もう一つは日本

語教育機関の教員の国家資格化があります。今までは日本語教員資格試験として、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)が実施する日本語教育能力検定試験がありましたが、これは民間試験という位置づけでした。これを、文科省が試験シラバスを定め、実践研修という教壇実習をプラスして、日本語教員を国家資格にすることとなりました⁶。そして大学別科を含む認定日本語教育機関で教える日本語教員は、この日本語教員試験に合格して、文科省に登録した日本語教員でなければいけないということになります。なお、現在別科等で実際に日本語の授業を行っている教員は5年間の経過措置⁷で救済されることになっています。

先ほど三澤さんのお話にもありましたが、大学別科が認定日本語教育機関の認定を取るか取らないかということでは、認定のハードルが高いと

5 文部科学省「日本語教育機関の認定制度の創設等」より
https://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/kekka/1421037_00012.htm#

6 文化庁「日本語教育機関認定法における新たな国家資格「登録日本語教員」制度について」
www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/r5_annai/pdf/94008101_07.pdf

7 文化庁「登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認について」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html

日本語教育参照枠1

④

全体的な尺度

学習時間目安

累積学習時間数

JLPT比較

到達した言語使用者	学習時間目安	累積学習時間数	JLPT比較
C2	—	—	—
C1	350～550時間 467～734時間	1050～1620時間 1392～2162時間	—
B2	350～550時間 467～734時間	700～1070時間 925～1428時間	N1 900～1200時間 N2 600時間～800時間
B1	150～220時間 200～294時間	350～520時間 468～694時間	N3 400～600時間
A2	100～150時間 134～200時間	200～300時間 268～400時間	N4 300～400時間
A1	100～150時間 134～200時間	—	N5 150時間

C1.1 (N1) 1000時間前後の積み上げ学習が必要

【日本語参照枠の報告 22 ページ 全体的尺度】

言われているようですが、私は大学にとっては決してハードルが高いというわけではないと思っています。なぜかという資産面で、その機関の資産がマイナスではない、運営資金がきちんと確保されているということが認定の最初の項目として挙げられています。大学は基本的に自分の不動産とか資産は十分に持っていますので、この部分はクリアされている。施設面ではもちろん、教室、図書館、保健施設などは整備されていますし、日本語教員の方たちは登録日本語教員とならないといけないのですが、教員数も揃っている。一般の日本語教育機関で認定を取ろうとするよりもずっと取りやすいはずだと思っています。ただ、町の日本語学校と一緒に基準で認定を受けることになるとか、その教員と同じ基準で登録日本語教員にならなければならないとかいうことになると、大学、大学教員としてのプライドが傷つけられるという心理的な抵抗感が生ずることは多分にあることだと思います。

■ 日本語教育の参照枠について

【シート④ 日本語教育参照枠1 JLPT との学習時間比較】

次に、日本語教育機関認定法でもう一つのポイントになっている「日本語教育の参照枠」⁸のお話をしたいと思います。今回の日本語教育機関の認定制度と並行して、日本語がどの程度できるかというレベルを示す客観的な基準として「日本語教育の参照枠」というのが作られました。日本語教育機関はこの参照枠を参考にして自分の学校の教育課程をどのように構成するか、また設置する課程ごとの到達目標を示さなければならなくなりました。在留管理を仕事とする法務省入管の告示基準から、教育の本丸である文科省に認定が移りますので日本語教育の内容の部分、そして設置課程の目標とする到達レベルはどこかというところを認定の重要なポイントとしたわけです。これまで日本語能力を示す基

8 文化庁 『日本語教育の参照枠 報告』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93476801_01.pdf

⑤

日本語参照枠2 言語活動別習熟度 Can-do

言語活動	理解すること		話すこと		書くこと
	聞くこと	読むこと	やり取り	発表	書くこと
生活Can-do	日常生活の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	日常生活の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	日常生活の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	日常生活の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	日常生活の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。
留学Can-do	留学の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	留学の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	留学の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	留学の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	留学の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。
就労Can-do	就労の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	就労の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	就労の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	就労の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。	就労の場面で、自分の意思や感情、考え、希望などを伝えることができる。
OCCan-do	OCCan-do	OCCan-do	OCCan-do	OCCan-do	OCCan-do

分野別言語能力
記述分文

生活Can-do

留学Can-do

就労Can-do

OCCan-do

【言語活動別の熟達度 23 ページ 言語活動別の熟達度】

準としては日本語能力試験（以下 JLPT N5～N1）が尺度として用いられてきたかと思います。しかし、この試験は文字語彙、読解、ヒアリングの試験で、発話、記述の能力までを示すものではありませんでした。今回作られた日本語教育参照枠は CEFR（セファール）と呼ばれる「ヨーロッパ言語共通参照枠」（Common European Framework of Reference for Languages）を参考に、文化庁国語課の日本語教育小委員会⁹およびその中の「日本語教育の標準に関するワーキンググループ」で作られたものです。JLPT とのレベルの比較を学習時間の対応で作ってみました。日本語教育参照枠は下から A1 から始まり A2、B1 とレベルが上がり C2 まで 6 段階に分けられています。A1 は 150 時間程度の学習時間ということで、標準的な学習時間設定から見ると JLPT の N5 レベルに相当すると言えると思いま

す。同じように大雑把には A2 は N4、B1 は N3 というように相関とするとと言えるのではないかと思います。しかし B2 が N2 に対応するかどうかという、もう少し高いレベル、N2 から N1 までかかっているようです。これはあくまで学習時間を基準に比較したのですが、日本語教育参照枠 B2 であらわされている Can-do は「自分の専門分野の技術的な議論も含め、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる」と書かれています。C1 になると「いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができる」となり、C2 になると、ネイティブの日本語話者と同じレベルが設定されています。B2 レベルから C1 レベルまではかなり幅があるので、B2-1、B2-2 とか C1-1、C1-2 とかさらに細かくレベル分けをしていく必要があるかもしれません。シート④は参照枠の「全体的な尺度」ですが、これを言語活動ごとに落とし込んだものが次のシートです。

9 日本語教育の標準に関するワーキンググループ：2019年6月～2020年1月 5 回開催

「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループ：2020年5月～2021年2月 6 回開催

⑥

外側（日本語学校）から覗き見た大学別科

【特徴】

- ・ガバナンス：大学の出島 本科との接続が機能しない
- ・施設：大学施設利用で充実
- ・人事給与：大学本体と同等 教職員の待遇は良い
- ・財政：赤字基調（1年課程全日制 規模的に中途半端）
- ・募集：募集経費が限られる 募集戦略が立たない

【別科の有用性】

- ・本科との有効な接続（日本語教育から一貫した高等教育）
（本科への条件付き入学許可・渡日前入学許可、5年一貫課程）
- ・海外募集活動の強化（留学エージェントの活用）

【シート⑤ 日本語参照枠2 言語活動別習熟度 Can-do】

言語活動というと伝統的には「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能と言われてきましたが、日本語教育参照枠では「話す」を「やり取り（Conversation）」と「発表（Presentation）」に分け5技能としています。日本語教育機関の認定申請では、それぞれの学校の教育の目的（ミッション）に従ってこれら5技能で到達目標を定め、カリキュラム・シラバスを組むことが求められています。これについてはいくつか資料が出ていますので、日本語参照枠というキーワードでインターネットで検索して見ていただければと思います¹⁰。

■ 日本語学校から見える大学別科

【シート⑥ 外側（日本語学校）から覗き見た大学別科】

留学生に日本語教育を行うという同じ目的を持

つ留学生別科ですが、日本語学校から見ると、二子石さんも三澤さんも言われていたように、大学の別科は大学の出島みたいに見えることがあります。施設の的には大学施設を利用できるので充実してる。人事・給与・福利厚生などは大学本体と一連なので待遇的に安定している。しかし、その分別科単体では財政的にはどうしても赤字基調にならざるを得ないのかもしれません。募集活動では現地留学エージェントを使えない。募集経費も限られている。一方で、大学が別科を作る有用性は、学部留学生の日本語教育を自前で実施し、アドミッションポリシーに合った独自の募集、教育をすることができるということだと思います。ただ、別科と本科での連携ができていないと、せっかく別科で募集し日本語を教育した学生でも、良い成績の学生ほど他の大学に流れてしまうなど、ご苦労されているところもあると聞きます。

【シート⑦ 別科と本科の接続】

次のシートは、別科と本科がどのように連携

10「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02799.html

⑦

別科と本科の接続

別科と本科を接続させる方法

- 1 本科の入学試験を受験し合格する【従来方式】
- 2 本科の条件付入学許可を受け別科に入学する【条件付渡日前入学許可】
→別科入学時に本科仮入学許可、別科終了時に本科の入学基準をクリアする
→日本語以外、別科入学時に渡日前入学許可で本科で合否を決定
- 3 聴講生、科目等履修生、研究生として日本語学習する【渡日前入学許可】
- 4 5年一貫制学部課程 3年一貫性大学院課程【渡日前入学許可】

すれば一体として取り組みになるかを考えてみたものです。私も日本語学校を担当していたとき、いくつかの大学学部との一体化した連携を探ってきたのですが、なかなかうまくいきませんでした。例えば、日本語学校でA大学推薦入学付きで海外募集をし、日本語N1に合格すれば、A大学に入学できるとか。しかし、学生からすればA大学推薦は確保しておいて、B大学もC大学もチャレンジしたい、となる。そのことは、大学別科と本科との間での連携の問題とも共通するところがあるのではないかと思います。この連携を強化していく方法としては2のように別科入学時に本科の仮入学許可を与え、別科で日本語能力があるレベルに達したら正式な入学許可を与える、いわゆる米国などの大学で言うところのコンディショナルアドミッション(Conditional Admission)と同じ考え方です。これだと、先ほど例で挙げた日本語学校のA大学推薦入学付き募集と同じことが起こる可能性があります。

3は聴講生、科目等履修生、研究生などのステイタスで入学させて日本語教育を受け、本科に進むという方式もありましたが、先ほど二子石さん

から説明があったように、この方式で定員外で大量の留学生を受入れ、教育も在留管理も不十分となった大学が出現し、今年度4月には「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について」という指導通知が文科省から出され、このやり方には各大学は慎重になっていると聞いています。さて、4番目の方法として別科、本科を統合して5年制一貫の教育課程として提供するという方法は可能か、一つの考え方としてご紹介させていただきたいと思います。

その前に、本科入学試験を受験する方法以外、2～4は、すべて「渡日前入学許可」をすることが前提になっています。文科省は留学生30万人計画をすすめるにあたって「渡日前入学許可」を強く推奨し、2002年に日本留学試験¹⁾が実施されて以降、海外13か国17都市で実施するようになりましたが、受験者数は増えず、海外ではあまり普及していないという現状があります。それでは、「渡日前入学許可」を実施するためには何が必要か。それは、それぞれの国の中等教育の学業成績や大学入学統一試験を利用することが考えられます。しかし、それには現地の教育制度、大学入学・選抜制度、その国の統一試

⑧

日本語教育を含む5年一貫制学部

4年	就職活動	選択科目 必修科目（卒論）
3年	キャリアプログラム インターンシップ	選択科目 必修科目
2年	キャリアプログラム ビジネス日本語	選択科目 必修科目
1年	日本語：6コマ/週×30週 ＝180コマ（360時限）	総合科目（一般教養）
0年	日本語：13コマ/週×30週＝390コマ（780時限）	日本理解： 2コマ/週×30W ＝60コマ

渡日前入学許可（Conditional Admission）＝書類審査による合否判定

験制度やその成績と大学の合否データなど総合的な情報が必要となり、それぞれの国ごとに調査し常にデータをアップデートしておく必要があるということになります。一つの国を調べるだけでも論文が書けるくらいの作業になりますが、この話になると、「外国の教育制度、大学入学資格の判定」という別の話になってしまうので元の話題に戻らせていただきます。

■ 日本語教育と留学生就職プログラムを含む 5年一貫制学部構想

【シート⑧ 日本語教育を含む5年一貫制学部】

シート⑧の図表は、初年次の日本語教育も含めた5年一貫性の課程を設置するというモデルです。一般的に留学生が日本の大学学部で勉強する場合、日本語学習は必須となります。日本語学校で2年間勉強しなければならないのなら、大学学部5年課程の0年次と1年次に日本語を組み込んで、学部教育に接続させる方が合理的ではないか

という考え方です。0年次の「日本事情」で留学ビザ、在留カードとマイナンバーカード、アルバイト、健康保険など行政手続や公共サービスの仕組みなどを含めた生活オリエンテーションを授業として組み込み、日本語授業とともに単位化していく。このモデルでは学習時間数的には0年次で780単位時間、1年次で360単位時間設定していて、到達目標が日本語教育参照枠B2（JLPT N2～N1）以上を求められる認定日本語教育機関に必要な時間数をクリアする形になっています。さらに、2年次、3年次ではビジネス日本語やインターンシップを組み込み就職活動に直結させるという、かなり欲張りなモデルです。図に書けば1枚で済みますが、現実的に大学でこのような課程を作るのはそんなに簡単じゃないよ、ということですね。「絵に描いた餅」とはこのことですが、まず絵に描けないと想像も構想もできないということだと思います。こうすると、学費も0年次でも同一学費を設定できるようになる（？）と思いますがどうでしょうか。

⑨

日本語教育を含む3年制大学院修士課程

	就職活動（特定活動・就活）	
2年	キャリアプログラム インターンシップ	修論・特定课题研究
1年	キャリアプログラム ビジネス日本語	単位取得
0年	日本語：13コマ/週×30週＝390コマ（780時限） 日本理解：2コマ/週×30W＝60コマ	

渡日前入学許可（Conditional Admission）＝書類審査による合否判定
研究生制度による修士課程前の受け入れは実施されている

【シート⑨ 日本語教育を含む3年制大学院修士課程】

シート⑨は、大学院修士課程の前に日本語教育を組み込んだものです。留学生が大学院の修士課程に入学する場合、研究生として研究室に所属する形があると思います。しかし、大学院で日本語教育を組み込んで3年一貫課程にするというのは、その性質上ちょっと違和感があるかもしれませんね。一方、留学生の場合修士課程修了後に就職を目指すということが普通になっていると聞きます。特に英語で研究を行った場合などは、日本語がネックになって就職活動が不調に終わるということも多いのではないかと思います。そのようなことを避けるため、就職を目指す修士課程入学の留学生には事前の集中的な日本語学習が必要ではないか。さらに言えば、2年次に論文を仕上げながらの就職活動は難しいと思うので、修士修了後に特定活動（就職活動）の選択肢をあらかじめ組み込むことも考えられると思いますがいかがでしょう。就職促進プログラムを組み込んで、修士

学位と一緒にビジネス・スキルズ・ディプロマも取得できるコースとか。これも、大学の外の人間が勝手に考えた「絵に描いた餅」です。

アジア地域、日本周辺の国の社会状況や高等教育の環境がどんどん変化し、日本の大学学部、大学院の留学生受入れ状況もそのトレンドが大きく動いているように思います。日本自体も積極的に留学生を高度人材として社会に取り込もうとする方向で政策が展開されています。しかし、以前から変わらず、企業側の留学生採用上の一番の課題は「日本語能力が不十分」ということになっています。文科省も「留学生就職促進プログラム」を展開して大学を積極的に後押ししているということもあり、今回の日本語教育認定をテコに大学別科での日本語教育についてはより効果的で根本的な取り組みが求められるのではないかと思います。私たちの今回のセッションが多少でもお役に立つところがあれば、と願っております。